

		児童相談所 設置市		ついて は、市 町村1/ 2))	
2(6)	児童養護施設、児童自立 支援施設、母子生活支援 施設、情緒障害児短期治 療施設、児童相談所の一 時保護所、婦人保護施設、 婦人相談所一時保護所、 自立援助ホーム、ファミ リーホーム	都道府県、 指定都市、 中核市、児 童相談所設 置市、市及 び福祉事務 所設置町村	1施設当たり 400千円		備品購入 費
	里親		1里親当たり 200千円		
	地域小規模児童養護施設、 母子家庭等就業・自立支 援センター		1施設当たり 1,000千円		
	都道府県社協等		1か所当たり 200千円×貸 出見込人数		
2(7)					
①	児童相談所	都道府県、 指定都市、 児童相談所 設置市	1施設当たり 5,090千円		
	市町村		1市町村当た り1,040千円		
2(8)	ファミリーホーム、自立 援助ホーム、地域小規模 児童養護施設、児童養護 施設分園型自活訓練事業、 小規模分園型（サテライ ト型）母子生活支援施設、 児童家庭支援センター、 婦人保護施設の地域生活 移行支援施設	都道府県、 指定都市、 児童相談所 設置市、市 及び福祉事 務所設置町 村	1施設当たり 賃借料補助 年額3,000千 円 1施設当たり 改修費補助 8,000千円		改修費、 賃貸料、 備品購入 費

※ 事業の番号は「2 事業内容」の番号

4 環境改善対象施設等の設置主体（事業者）

2（１）～（３）、（６）（うち都道府県社協等を除く）、（８）については社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、NPO法人、里親、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームを行う者

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

1 事業の目的

社会的養護施設において被虐待児の他、障害児が増加している一方、障害児施設にも被虐待児の増加が見られるなど高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図るとともに、相談体制の充実のため、児童家庭相談に携わる者の資質向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 児童養護施設等施設職員の研修

① 短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図る。なお、短期研修についてはおおむね3～4日程度の宿泊研修を想定しているが、地域の実情に応じて通いの研修も対象として差し支えないものとする。

② 長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員を障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において専門性の共有化のための実践研修を行う。また、事業の実施にあたり、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。

(2) 児童家庭相談に携わる者の研修

① 児童相談所職員

児童相談所職員（一時保護所職員を含む）の資質向上を図るため、職員の各種研修会への参加や事例検討会等の実施機会の促進を図る。

② 市町村職員等

市町村において児童家庭相談を担当する者、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の訪問者、要保護児童対策地域協議会の構成員の資質向上のため、各種研修会への参加や事例検討会等の実施機会の促進を図る。

3 実施方法

(1) 2の(1)の事業

事業の実施主体である都道府県等が、自ら又は都道府県福祉人材センター等に研修調整機関事務を委託し、4に定める職員の各種研修への参加を支援する。なお、長期研修における研修調整機関事務については、研修希望者の登録、研修受入可能人数等の登録、受入と送り出し時期・期間・人数等の調整、勤務条件等の確認、代替職員の

あっせん・費用の交付、研修に伴う旅費等の支給について研修コーディネーターが実施する。

(2) 2の(2)の事業

事業の実施主体である都道府県等が、4に定める職員を各種研修等に派遣・参加させることにより行う。

4 対象者・実施主体・補助基準額・補助率

事業	対象者(対象施設)	実施主体	補助基準額	補助率
2(1)	児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、婦人保護施設、婦人相談所(一時保護所含む)の職員	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 (実施主体同士の共同実施も可能とする。)	(ア)1人当たり年額(送り出し施設) 短期研修 宿泊あり 131千円 宿泊なし 71千円 長期研修 1,018千円 (イ)1人当たり年額(受入施設(長期研修の場合のみ)) 215千円 (ウ)調整機関事務費として上記に2,988千円を加算する	国1/2(都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2)
2(2)				
	① 児童相談所職員(一時保護所職員含む)	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	1都道府県・指定都市・児童相談所設置市当たり 895千円	国1/2(都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2)
	② 市町村児童家庭相談担当職員、乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等訪問者及び要保護児童対策地域協議会の構成員	市町村	1市町村当たり 288千円	国1/2、市町村1/2

5 事業者

2(1)については都道府県福祉人材センターその他都道府県・指定都市が適当と認めた者

6 対象経費

研修会等に必要な賃金（代替職員雇上げ経費等）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費

その他事業（都道府県事務費）

1 事業の目的

安心こども基金に関する都道府県における事務処理に要する費用の一部を交付することにより、事務処理の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

安心こども基金に関する都道府県における事務処理に要する費用に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。

(2) 事業の実施主体

都道府県

3 補助基準額・補助割合

(1) 補助基準額

文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 補助率

国 1 / 2（国 1 / 2、都道府県 1 / 2）

4 対象経費

安心こども基金に関する都道府県の事務のために必要な職員手当等（時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当）、共済費（賃金に係る社会保険料）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料、賃借料等

(別表)補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

1. 保育サービス等の充実

(1) 保育所等整備事業

○ 保育所緊急整備事業

＜本体工事＞

単位：千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・大分県	
定員20名以下	82,000	90,200	78,000	85,800	74,000	81,400	70,000	77,000
定員21～30名	86,000	94,600	82,000	90,200	80,000	88,000	76,000	83,600
定員31～40名	100,000	110,000	94,000	103,400	90,000	99,000	86,000	94,600
定員41～70名	114,000	125,400	108,000	118,800	102,000	112,200	98,000	107,800
定員71～100名	148,000	162,800	142,000	156,200	134,000	147,400	128,000	140,800
定員101～130名	178,000	195,800	170,000	187,000	160,000	176,000	154,000	169,400
定員131～160名	206,000	226,600	198,000	217,800	186,000	204,600	178,000	195,800
定員161～190名	234,000	257,400	224,000	246,400	212,000	233,200	200,000	220,000
定員191～220名	260,000	286,000	250,000	275,000	240,000	264,000	224,000	246,400
定員221～250名	288,000	316,800	276,000	303,600	262,000	288,200	246,000	270,600
定員251名以上	320,000	352,000	304,000	334,400	290,000	319,000	276,000	303,600
特殊附帯工事	12,480							
創設時における放課後児童クラブの併設	12,500							
設計料加算	総事業費の5%							
保育所開設準備費加算	整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2を定員数の増分加算							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支額を基準額とすること。

※認定こども園を構成する保育所を整備する場合、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。

＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,640	1,804	2,920	3,212
定員21～30名	1,860	2,046	3,564	3,920
定員31～40名	2,480	2,728	4,320	4,752
定員41～70名	3,120	3,432	6,000	6,600
定員71～100名	4,400	4,840	9,000	9,900
定員101～130名	5,280	5,808	10,800	11,880
定員131～160名	6,600	7,260	13,500	14,850
定員161～190名	7,920	8,712	14,760	16,236
定員191～220名	9,240	10,164	17,220	18,942
定員221～250名	10,560	11,616	19,680	21,648
定員251名以上	11,880	13,068	22,140	24,354

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※認定こども園を構成する保育所を整備する場合、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。

<空き教室等を活用し、保育所又は保育所分園を設置する場合>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
スペース確保費	3,000	3,300
改修費	13,000	14,300
設計料加算	総事業費の5%	
保育所開設準備費加算	整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額 $\frac{1}{2}$ を定員数の増分加算	

※設計料加算については、改修費を算定する場合のみ加算すること。(スペース確保費には加算しない。)

○賃貸物件による保育所整備事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
賃借料	都道府県知事が認めた額。ただし、40,000千円以内とする。
改修費等(本園)	都道府県知事が認めた額。ただし、25,000千円以内とする。
改修費等(分園)	都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。
保育所開設準備費	都道府県知事が認めた額。ただし、30,000千円以内とする。
保育所開設準備費 (小規模な分園型保育施設)	都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。

○子育て支援のための拠点施設整備事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜 県・静岡県・三重県・京都 府・大阪府・奈良県・鳥取 県・広島県・熊本県・鹿児 島県	栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山 県・島根県・岡山県・山口 県・香川県・高知県・佐賀 県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県
本体整備	13,100	12,480	11,840	11,220
特殊附帯工事	12,480			
解体撤去工事	748			
仮施設設置整備工事	1,322			

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

○放課後児童クラブ設置促進事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
設置促進事業	10,000	11,000

(2)広域的保育所利用事業

<バス等購入・借上げ費>

単位:千円

	基準額(1送迎センター当たり)	
	購入する場合(1事業当たり)	借り上げる場合(年額)
バス等購入・借上げ費	15,000	7,500

<雇上費>

単位:千円

	基準額(1保育所および1送迎センター当たり年額)	
保育士雇上費	5,000	

単位:千円

	基準額(1送迎センター当たり年額)	
バス等運転手雇上費	5,000	

<事業費>

単位:千円

	基準額(1事業当たり年額)	
事業費	10,000	

(3)家庭的保育改修等事業

○家庭的保育改修事業

単位:千円

	基準額(1事業当たり)	
保育所で行う場合	20,000	
保育所以外で行う場合	2,000	

○家庭的保育賃借料補助事業

単位:千円

	基準額(家庭的保育者1人当たり月額)	
賃借料補助事業	50	

○家庭的保育者研修事業

単位:千円

	基準額(家庭的保育者1人当たり)	
研修事業	133	

(4)保育の質の向上のための研修事業等